

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）等に対して提出された御意見及び御意見に対する考え方

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	(個人)	<p>1. 条件付自動制御装置を導入した場合、その係員の労働は、労働基準法第 41 条第 3 項の監視断続的労働に当たることとすべきである。</p> <p>2. また、監視断続的労働の適用を受けずに、係員が給油所に併設された売店の店員等を兼ねることができるようになるべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本改正に関する直接的な内容ではないと考えますが、ご意見として承ります。 	無
2	(個人)	<p>SS は危険物施設なので、現行の法令等を改正する場合には、「安全の確保が第一」であることは言うまでもありません。AI による給油許可について、これまでに実証実験等を経て安全を確認されているのだと思いますが、気になる点がございませぬ。</p> <p>改正概要を拝見すると、【規則第 40 条の 3 の 10 関係】のところに、『火気その他安全上の支障がないとき。』との記載があります。危険物施設内は火気厳禁が原則であり、当該規定については勿論、異論はありません。</p> <p>ただ先日、システムを提供するメーカーの内の 1 社よりシステムの内容について説明を受けた際、AI の判断について、「ライターの花は認識できるが、タバコの花は認識できない」と言っていました。例えば、車外でライターの花をつける行為であれば警告を出す、車内で火をつけたタバコを口にくわえる、あるいは手に持って車外に出た場合は認識できないので、警告は出ない」ということだそうです。これは使用しているカメラが紫外線カメラであり、熱の感知を得意としていないとのこと。</p> <p>勿論、「火気その他安全上の支障がないとき」に該当しなくな</p>	<ul style="list-style-type: none"> 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（改正案）第 4 条の 53 第 1 号イに規定する「顧客の給油作業等が開始される場合において、火気その他安全上の支障がないと判断したときは、（中略）自動的に制御してホース機器への危険物の供給を開始し、顧客の給油作業を行える状態にすること。」のうち、「火気その他安全上の支障がないと判断したとき」については、「火気又は火気を扱おうとする動作」等を検知していないこととする旨を運用通知においてお示しする予定です。 また、条件付自動制御装置を使用して顧客の給油作業等の監視等を行う場合においても、給油取扱所の係員から危険物の取扱いに係る責務がなくなるわけではありません。 	無

	<p>った場合として、『直ちに、そのことを認知するとともに、顧客の給油作業等の監視等を引き継ぎ、並びに規則第 28 条の 2 の 5 第 6 号ハ及びニに規定する制御装置を確実に操作することができること。』との規定はありますが、給油空地内は可燃性蒸気が滞留する場であり、もし、くわえタバコで車から降りる者がいたとして、その際には地上から 60 c m以内にタバコの火が存在することになる可能性がありますので、人が監視を引き継ぐ前に可燃性蒸気に引火するリスクは高くなると考えます。</p> <p>この点、メーカーによって仕様が異なり、我々が説明を受けたメーカー以外のメーカーのシステムでは感知が出来るのかもしれない。また、当該メーカーからは感知できないシステムでも「現状でシステムの仕様上問題は無い」との説明でしたが、たばこの火を感知できないシステムで安全性を担保できるのか、疑問が残ります。</p> <p>このため、上記懸念点を払拭できるシステムに仕様を統一する、あるいはたばこの火を見逃さないシステムに改善したことが確認されてから省令改正を行うべきであり、現時点では時期尚早ではないかと考えます。</p> <p>AI 給油システムそのものを否定するものではありません。消費者が安全に給油でき、ガソリンスタンドの従業員が安全に仕事に従事できることを担保する必要があると思いますので、意見申し上げます。</p>		
--	--	--	--

○提出意見数：2件

※1 提出意見数は、提出意見者数としています。

※2 上記の他、本改正案と一切無関係と判断し、提出意見として扱わなかった御意見が2件ありました。